

経営者クラブの先進地視察

農業経営者クラブでは、平成27年9月9日に先進地視察として青梅市の内沼きこの園とJA西東京かすみ直売センターの視察を行いました。内沼きこの園では、きのこ狩り施設、バーベキュー施設、レストラン等を家族で経営し、先進的な六次産業（生産・加工・販売）を営んでいました。



「北多摩地区農業委員会連合会・優秀農業経営者表彰」及び「東京都農業会議・農業功労者表彰」

平成28年2月18日に東村山市で優秀農業経営者表彰の表彰式が行われました。当市からは貫井南町の鈴木由美子さんが見事受賞されました。鈴木由美子さんは、農業生産以外に体験型農園を経営し、入園者向けにブルーベリーのオーナー制度を行うなど、多くの市民に農業と触れ合う機会を作ったことが評価されました。



〔受賞した鈴木由美子さん〕

農業功労者表彰は、2月26日に昭島市で行われ、中町の鴨下雅一さんが見事受賞されました。鴨下雅一さんは、平成20年に農業委員に就任し、平成23年から平成26年まで会長職務代理の職を務められました。また、平成27年7月から農業経営者クラブの会長も務め、収穫体験や農家見学会なども行うなど、その功績は顕著です。

農業委員会では、2月26日に農業振興連合会長、農業経営者クラブ副会長、JA統括支店長を来賓に招き、両受賞者の祝賀会を開催いたしました。まことにめでたうございます。



〔受賞した鴨下雅一さん〕

～ 会長の部屋 ～

1月の支部別座談会は、多くの皆様にご参加いただき、まことにありがとうございました。都市農業振興基本法が平成27年4月に施行され、都市農業を取り巻く制度や環境が大きく変わろうとしています。今後も都市農業を守るため、農業委員会活動にご理解とご協力をお願いいたします。

小金井市農業委員会

会長 高橋 金一



平成28年4月
第10号
小金井市農業委員会
小金井市本町6-6-3
TEL:042-387-9882
FAX:042-386-2609
＜発行協力＞
農業経営者クラブ
JA東京むさし

第66回小金井市農業祭が開催されました



〔物産の品評会会場〕



〔植木の品評会会場〕

平成27年11月14日（土）、15日（日）に、第66回小金井市農業祭が小金井宮地楽器ホール、JR武蔵小金井駅南側のロータリー歩道上及びフェスティバルコートで開催されました。

今回の農業祭では、物産と植木の品評会、宝船の展示や模擬店などに加え、小金井宮地楽器ホールで農業絵画展を開催しました。絵画展には、小学生が農業を題材に一生懸命描いた125点の応募作品が集まりました。その内30点を入賞として市長賞、議長賞、JA東京むさし組合長賞などを贈呈しました。受賞者の皆さんは「このような場所で賞をいただける機会はなかなかないので、すごく良い記念になった。」とのことでした。



〔表彰式の様子〕



〔市長賞の絵画〕

品評会の出品点数

今回の出品点数は、物産の部936点、植木の部359点、立毛の部43点、合計で1,338点となり、昨年より81点増加しました。

今年は7月下旬から8月上旬には猛暑日が続きましたが、その後9月中旬にかけて曇・雨天が続き気温も比較的低温推移しました。振れの大きい気象条件を乗り越えての品評会となりましたが、優秀な出品物が多く見られました。



〔物産の審査の様子〕

物産の部		植木の部		立毛の部	
平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度
936点	870点	競技・一般木276点	競技・一般木252点	夏野菜(ハウス)8点	夏野菜(ハウス)10点
		盆栽48点	盆栽45点	夏野菜(露地)13点	夏野菜(露地)11点
		寄せ植え35点	寄せ植え42点	秋野菜・ウド15点	秋野菜・ウド21点
				小規模(夏・秋)7点	小規模(夏・秋)6点
		合計359点	合計339点	合計43点	合計48点

都知事賞と市長賞の受賞者

特別賞の都知事賞と市長賞は、次の方が受賞されました。まことにおめでとうございます。表彰式は平成27年12月11日にJA東京むさし小金井支店で行いました。

物産の部	東京都知事賞	前原町支部	田中智恵子さん	カキ
	小金井市長賞	緑町支部	鴨下幸男さん	カリフラワー
植木の部	東京都知事賞	中山谷支部	渡辺和男さん	ヒメシヤラ
	小金井市長賞	関野町支部	杉山薫さん	ジュンベリー
立毛の部	小金井市長賞	緑町支部	大久保要亮さん	ハクサイ



〔毎年恒例の宝船〕



〔開会式の様子〕

共済の制度が拡充されました。行政としては、農業共済が行っている園芸施設共済の掛け金の2分の1を国庫から補助していますので、是非加入してハウス等の被害に備えてください。（東京都農業共済組合：電話042-381-7111）

⑧ 認定農業者制度で年齢制限はあるのか、また5年後の農業所得目標が300万円とあるが、所得はどのように算出し、目標を達成できないと問題はあるのか？

→ 年齢制限は特にありません。所得は審査会では、売上げの7割程度を所得としてみなしています。5年間経過し、目標が達成できなかった場合は、その原因を分析し、また新たな計画を立てることで認定が継続されます。

⑨ 他の市町村に畑があるとき、他の市町村で認定農業者になれるのか。→ 原則として他の市町村でも認定農業者になることができますが、その市町村の判断によります。

⑩ 栗のイガや剪定枝など、市で回収を行い、堆肥化やチップ化等を行って欲しい。

→ この内容も建議で求めているところですが、「廃棄物処理法により、事業者は廃棄物を自らの責任で適正に処理することが原則となっており、特定の業種のみ回収は難しく、今後研究していきたい。」との回答がありました。農業委員会としては、今後も実情を訴え、実施を求めています。

また、建議でも行ったとおり、農業上止むを得ない焼却は環境に与える影響が軽微な場合は例外的に認められることを、市民へ広報することも引き続き求めています。

⑪ 農業委員会では、農地の減少の対策をどのように考えているか。

→ 小金井市の農地の減少の主な原因は、相続によるものです。都市農業振興基本法でも納税猶予制度の適用を広げる検討がされています。また、一度転用した農地も一定期間良好な農地として管理されていれば、生産緑地の追加指定の対象となるよう求めているところです。

農業委員会の行政視察を実施

平成28年2月1日から2日まで、神奈川県で視察を実施しました。1日目は平塚市の神奈川県農業技術センターで果樹のジョイント作り、横須賀市の長島農園でレストランのニーズにマッチした多品目野菜の生産の視察を行いました。2日目は三浦市の高梨農園で年間約150種類の野菜を生産し直売所や通信販売で販売する農業経営の視察を行いました。



〔神奈川県農業技術センターの様子〕

支部別座談会を開催しました

農業委員会とJA各支部合同で、平成28年1月22日から28日まで、5会場で座談会を開催し、100人以上の皆様に参加していただきました。頂いたご意見・ご質問は今後の農業委員会活動で行う要望活動の参考とさせていただきます。ここでは、農業者の皆様から頂いた主なご意見、ご質問等を紹介いたします。

① 他市では駐車場であった土地を耕作して農地にすれば、生産緑地に追加指定できると聞いた。現況農地であれば、追加指定を認めてほしい。

→ 農地転用の届出が出ていない土地で、現況が農地となっていれば追加指定できる可能性はありますので、具体的な場所や状況をもって、是非ご相談ください。

② 生産緑地の追加指定について、近接した他人名義の農地と合算して500㎡以上あれば、申請できるのか。

→ 生産緑地の追加指定の下限面積500㎡については、同一名義の農地のみ合算できます。

③ 平成4年に多くの農地が生産緑地となり、平成34年で30年が経過する。平成34年以降は生産緑地の制度はなくなってしまうのか。

→ 現段階では、生産緑地法の改正・廃止については国から何も示されていません。このままの法制度であれば、生産緑地は30年間が経過すると、故障や死亡の事由がなくてもいつでも買い取り申し出ができて、生産緑地を解除することができます。今後の農地の税制改正に注目していきます。



〔座談会の様子〕

④ 農地制度と農園の関係はどうか？

→ 宅地化農地は市民農園や体験型農園にできます。生産緑地と納税猶予農地は体験農園のみです。

⑤ 納税猶予農地において、通路や果樹の下に防草シートを敷いても問題ないか。

→ 防草シートは問題ありません。

⑥ 農業委員会法が改正されるが、委員の選出のスケジュールなどは。

→ 平成29年7月の改選に向けて、現在は農業委員会の中で、議会選出委員の取扱などを、他市の動向を参考に協議を進めている状況です。今までの公選委員のように、各支部から支部担当委員を推薦していただく必要があると考えます。

⑦ 雪の被害について、何か行政で補助はないか。

→ 平成26年2月の大雪以降、農業

農業委員会が建議書の提出をしました

小金井市農業委員会では、農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定に基づき、平成27年8月20日に「小金井市農業施策に関する建議」を市長に提出しました。

建議書の内容は以下のとおりです。

～ 建議内容 ～

小金井市の農地は、都市化の進展、相続、農業従事者の高齢化などにより、平成21年1月時点で83.6ヘクタールあった農地は、5年後の平成26年1月には73.9ヘクタールとなり、近年5年間で9.7ヘクタール（11.6%）減少しています。（中略）

地方分権が進む中、画一的な農業施策だけではなく、本市にとって真に必要な農業施策に取り組むことが求められています。市内の農地の減少を少しでも緩和させ、農業の振興と魅力あるまちづくりを積極的に推進するため、「農業委員会等に関する法律第6条第3項」の規定に基づき、ここに建議いたします。

< 1 農業を営む上での作物残さや植木の剪定枝の処分について >

農業では、収穫が終わったナスなどの作物残さや植木の剪定枝などが排出されます。以前は、各農家でこれらを焼却し、灰にして酸度を調整する土壌改良材として畑に使用していました。また、作物残さは焼却することにより、病虫害の防除となり、減農薬を図る有効な方法でした。

しかし「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正や「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の施行により、実質的に市街地での野焼きは不可能となってしまいました。現在の制度では、多量の作物残さや植木の剪定枝などを農業者自らが事業系ごみとして一般廃棄物収集運搬業許可業者に回収を依頼することになりますが、農産物価格が低迷する中、各農家でその費用を負担することは現実的ではありません。

つきましては、都市農業を守るため、農業によって排出された作物残さ等を回収していただくか又は、農業者が作物残さ等を排出できる場所を設け、堆肥化を行うなど、現在の制度においても都市農業が円滑に行えるようご対応をお願いいたします。

< 2 農業上の野焼きの広報について >

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2及び同法施行令第14条によると、「周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であることを前提に、農業を営むためにやむを得ない焼却は、焼却禁止の例外である」と定められています。また、農業を営む上で、野焼きは病虫害の防除や土壌改良など無くてはならないものです。

今後も都市に農地を残すため、これらのことを市民の皆様にも正しく理解していただくよう広報をお願いいたします。



〔市長へ建議書を提出する農業委員〕

都市農業振興基本法が制定されました

制定の背景・目的

都市農業は、農業者や関係者の皆様の努力により、新鮮な農産物の供給、防災空間の確保、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農業体験場の場の供給等の多様な機能を発揮してきました。

都市農業に対する住民の評価の高まりも見られ、とりわけ、東日本大震災を契機として、防災の観点から都市農地を保全すべきとの声が広がっているところです。

都市農業振興基本法は、このような状況を踏まえ、都市農業の安定的な継続を図ると共に、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資すること目的として制定されました。

基本理念

都市農業振興基本法の基本理念は次の3点です。

- ① 都市農業の多様な機能の適切かつ十分な発揮と都市農地の有効な活用及び適正な保全が図られるべきこと
- ② 良好な市街地形成における農との共存に資するよう都市農業の振興が図られるべきこと
- ③ 国民の理解の下に施策の推進が図られるべきこと

この3点を明らかにし、政府に対し必要な法制上、財政上、税制上、金融上の措置を講じるように求めています。また、施策が推進されるよう、政府による都市農業振興基本計画の策定が義務付けられました。その後、基本計画を基にして、地方自治体は地方計画を策定します。

国等が構すべき基本的施策

基本計画等で定める施策は、次の10点です。

- ① 農産物供給機能の向上、担い手の育成・確保
- ② 防災、良好な景観の形成、国土・環境保全等の機能の発揮
- ③ 的確な土地利用計画策定等のための施策
- ④ 都市農業のための利用が継続される土地に関する税制上の措置
- ⑤ 農産物の地元における消費の促進
- ⑥ 農作業を体験することができる環境の整備
- ⑦ 学校教育における農作業の体験の機会の充実
- ⑧ 国民の理解と関心の増進
- ⑨ 都市住民による農業に関する知識・技術の習得の促進
- ⑩ 調査研究の推進

農業委員会法が改正されました

農業委員会が、その主たる使命である、農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）をより良く果たせるようにすることを目的として、改正が行われました。

主な改正内容

大きな改正点は次の3点です。

- ① 農業委員会業務の重点化
農地利用の最適化を強力に進めていくために、今まで任意業務であった「担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消」が必須業務に位置づけられました。
- ② 農地利用最適化推進委員の新設
農業委員とは別に、各地域において農地利用の最適化を推進する「農地利用最適化推進委員」が新設されました。しかし、これは農地面積が200ヘクタール以上の市区町村が対象なので、小金井市では設置しません。
- ③ 農業委員の選出方法の変更
地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするため、市議会の同意を要件とする市長の任命制に変更されました。

市長は推薦・公募を広く実施

- ・「農地所有面積10アール（1,000㎡）以上で市内在住」の要件はなくなりました
- ・農業者や農業団体などに推薦や公募を広報
- ・農業委員の人数はあらかじめ条例で定める

選考委員会で農業委員の候補者を決定

- ・選考委員会は農業委員会の会長、職代、市の経済関連の管理職者等で構成する予定
- ・農業者以外にも、中立な立場で公正な判断をすることができる者を1名以上入れる（一般公募）

市長は推薦・公募の結果を尊重して、市議会へ人事議案を提出

- ・女性、青年も積極的に登用

市議会が人事議案に対し同意

- ・市議会の同意が必要

市長が農業委員を任命

現在農業委員会では、改選後の農業委員の人数や選出方法を協議中です。適切な農地管理を行うため、今までの公選委員のように、各支部からその支部を担当する農業委員を推薦していただく必要があると考えています。